

独立行政法人気象研究所法案について

1. 法律案の趣旨

気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定める。

2. 法律案の概要

(1) 名称

独立行政法人気象研究所とする。

(2) 目的

独立行政法人気象研究所は、気象業務に関する技術に係る試験、調査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うことにより、気象業務に関し、その健全な発達に資する技術の向上を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保及び産業の発展に寄与することを目的とする。

(3) 役員及び職員

独立行政法人気象研究所の役職員については、秘密保持義務を課すとともに、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(4) 業務の範囲

独立行政法人気象研究所は、気象業務に関する技術に係る試験、調査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行う。

(5) 特に必要がある場合の気象庁長官の要求

気象庁長官は、災害の発生その他の事情により特に必要があると認めるときは、独立行政法人気象研究所に対し、必要な業務の実施を求めることができる。

3. 閣議決定予定日

平成20年2月26日（火）

問い合わせ先

気象庁総務部企画課 03-3212-8341（内線 2233）